FAX　０７５－２８４－０１５３

生体機能と創薬シンポジウム２０１７　ご宿泊申込書

申込締切：　7月31日（月）

通年京都市内の宿泊は大変混雑しております。

宿泊をご希望の方は、郵送またはＦＡＸにてお早めに申込をお願いいたします。

お申込書を受領後、申込代表者様へご請求書などのご案内をお送りいたします。

■ご宿泊お申し込み

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込代表者氏名 |  | 所属 |  |
| 代表者住所（請求書送付先） | 〒 | TEL |  |
| FAX |  |
| 請求書宛名 |  | 携帯TEL |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 宿泊者氏名 | フリガナ | 宿泊日 | 希望ホテル記号 | 禁･喫煙 |
| 8/23泊 | 8/24泊 | 8/25泊 | 第１希望 | 第２希望 | 第３希望 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 禁 ・ 喫 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 禁 ・ 喫 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 禁 ・ 喫 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 禁 ・ 喫 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 禁 ・ 喫 |

※ご宿泊希望日に○印をご記入いただき、ご希望ホテルは下記よりお選びください。

※おタバコの喫煙・禁煙につきましては、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。
（禁煙希望につきましては、消臭対応となる場合がございます。）

■ご宿泊ホテル案内

【ご宿泊期日】　２０１７年８月２３日(水)・２４日（木）・２５日（金）

 ※宿泊代金はお１人様１泊あたり朝食付(税込)の代金となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 記号 | ホテル名 | 所在地 | 部屋タイプ | 宿泊代金 |
| Ａ | 京都第一ホテル | 京都市南区東九条下殿田町45最寄駅／ＪＲ「京都駅」 | シングル | １２，１００円 |
| Ｂ | 京都プラザホテル（新館） | 京都市南区西九条蔵王町28最寄駅／ＪＲ「京都駅」 | シングル | １０，５００円 |
| Ｃ | からすま京都ホテル | 京都市下京区烏丸通四条下ル最寄駅／地下鉄「四条駅」 | シングル | １０，５００円 |
| Ｄ | ハートンホテル京都 | 京都市中京区東洞院通御池上ル船屋町405最寄駅／地下鉄「烏丸御池駅」 | シングル | 　９，９００円 |
| Ｅ | ダイワロイネットホテル京都四条烏丸 | 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678最寄駅／地下鉄「四条駅」 | シングル | １２，０００円 |

※上記以外のホテルもご用意可能です。ご希望の場合はお問い合わせください。

|  |
| --- |
| ご旅行条件（要約）　　お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。 |
| ●募集型企画旅行契約：この旅行は㈱ＪＴＢ西日本（大阪市中央区久太郎町2-1-25　観光庁長官登録旅行業第1768号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。●旅行のお申し込み及び契約成立時期1. 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
2. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
3. お申込金（おひとり）　旅行代金全額

●旅行代金のお支払い：旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日）までにお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。●取消料：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

|  |  |
| --- | --- |
| 取　　消　　日 | 取消料（お１人様） |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | １） １１日目にあたる日以前の解除 | 無　　料 |
| ２） １０日目にあたる日以降の解除（３～５を除く） | ご旅行代金の　２０％ |
| ３） ７日目にあたる日以降の解除（４～５を除く） | ご旅行代金の　３０％ |
|  | ４） 当日の解除（５を除く） | ご旅行代金の　５０％ |
| ５） 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | ご旅行代金の１００％ |

●旅行代金に含まれるもの：旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）●特別補償：当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。・死亡補償金：1500万円　　・入院見舞金：2～20万円　　・通院見舞金：1～5万円・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。） | ●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件：当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。）1. 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（ｅ-ｍail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
2. 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）
3. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について：旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。●事故等のお申出について：旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）●個人情報の取扱について：当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内　②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い　③アンケートのお願い　④特典サービスの提供　⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。●旅行条件・旅行代金の基準：この旅行条件は2017年3月20日を基準としています。又、旅行代金は2017年3月20日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。 |

■お申し込み・お問い合わせ先

㈱ＪＴＢ西日本 団体旅行京都支店　「生体機能と創薬シンポジウム２０１７」宿泊デスク

〒600-8421　京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167　ＡＹＡ四条烏丸ビル2Ｆ

ＴＥＬ：０７５‐２８４－０１７３　ＦＡＸ：０７５‐２８４－０１５３

総合旅行業務取扱管理者：阿部貴昭　　　担当：森・中村・草地　（営業時間9：30～17：30／土・日・祝日休業）

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

旅行企画・実施　ＪＴＢ西日本

観光庁長官登録旅行業第1768号

一般社団法人 日本旅行業協会 正会員

大阪市中央区久太郎町2-1-25